株 主 各 位

香川県高松市国分寺町国分367番地1

株式会社マルヨシセンター

代表取締役社長 佐 竹 克 彦

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご 案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、<u>可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申しあげます。</u>書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年5月26日(木曜日)午前10時

2. 場 所 香川県高松市国分寺町新名430番地

高松国分寺ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に 修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://ww2.maruvoshi-center.co.ip/)に掲載させていただきます。
- ◎当日は節電への取組みとして、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項 1. 第62期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人 および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第62期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈

呈の件

以 上

<新型コロナウイルスをはじめとする感染予防に関するご案内>

当社は、2022年5月26日開催の当社第62期定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で開催させていただくことを決定いたしました。

株主様におかれましては、可能な限り書面にて議決権の事前行使を していただき、極力ご出席をお控えくださいますようお願い申しあげ ます。

※ご注意とお願い

- ・株主総会にご出席いただく株主様におかれましては、可能な限りマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
- ・株主総会の運営メンバーにおいても、マスクを着用して対応させてい ただく予定でおります。ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。
- ・本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当 社ウェブサイト(アドレスhttp://ww2.maruyoshi-center.co.jp/)に 掲載させていただきます。
 - ・本年は、株主総会ご出席株主様へのお土産の提供を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◇議決権の事前行使のご案内

書面による議決権の事前行使は、2022年5月25日(水曜日)午後6時 到着分まで有効となります。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何 卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

以上

提供書面

第62期(2021年3月1日から)事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度(2021年3月1日~2022年2月28日)における わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する、度 重なる緊急事態宣言や地方自治体によるまん延防止等重点措置の 発令によって不要不急の外出自粛要請が行われるなど、感染拡大 が経済活動に大きな影響をもたらしております。新型コロナウイ ルス感染症のワクチン接種の促進により一部で明るい兆しが見ら れるものの、一方では、新型コロナウイルス感染症の従来株から 変異株への置き換わりが進み、新規感染者数は高止まり傾向にあ るなど、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

小売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大抑止のための外出自粛要請やテレワークの推進等によるお客様の内食需要の高まりへの対応や、店舗における感染拡大防止策の実施等、求められるものは引き続き変化しており、労働需要の逼迫に伴う人件費関連コストの増加、さらに、企業の統合・業界再編への動きがより一層強まるなど業界を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社は新型コロナウイルス感染症の影響により、食料品および日用品の需要は引き続き好調に推移したものの、前年同期の買い溜め需要の反動減の影響がありました。そのような状況の中、当社は基本方針を「マルヨシセンターらしさの実現」とし、経営理念である「健康とおいしさ」をキーワードに、高まる簡便需要への対応と外食需要の取り込みを図るため、味、品質にこだわった味付き肉やデリカ(惣菜)の商品開発を強化しております。また、基本の徹底「挨拶」「接客・サービス」「鮮度管理・クリンリネス」「品切れさせない」を行動の基

本とし、地域のお客様に喜んでいただけるように取り組んでおります。

また、より強固な経営基盤の構築を目的とした生産性の改善を進め、1人当たりの利益高の向上に取り組んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策については、店舗ではお客様に対するソーシャルディスタンスの確保、設備の消毒・ 清掃の強化、従業員のマスク着用、毎日の検温チェック等、お客様および従業員の安全と健康を最優先に取り組んでおります。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、379億13百万円(前期比4.5%減)、営業利益は7億21百万円(前期比26.4%減)、経常利益は6億87百万円(前期比26.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億17百万円(前期比13.0%減)となりました。

企業集団の事業別売上状況

				売 上 高 (百万円)	構成 比 率 (%)	前期比増減率 (%)
	食品		35, 621	94. 0	△4.1	
	雑 貨		2, 149	5. 6	△9.0	
	衣料		84	0.2	△38. 0	
小	売	事	業	37, 854	99.8	△4.5
そ	の他		58	0.2	4.5	
	言	+		37, 913	100.0	△4.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に行った設備投資総額は、6億67百万円でありますが、この資金については一部を借入金で充当いたしました。

(小売事業)

当連結会計年度中の主な改装

2021年11月 マルヨシセンター土庄店 香川県小豆郡 28百万円 2022年1月 マルヨシセンター観音寺店 香川県観音寺市 20百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、事業資金に充当するために金融機関から20億60百万円の資金調達を行いました。

④ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社を取り巻く外部環境はなお厳しく、人口減少や実質所得の縮小、節約志向などによる個人消費の伸び悩み、新型コロナウイルス感染症の流行も加わり引き続き予断を許さない状況であります。

このような環境のもと、当社は「健康とおいしさ」の経営理念に基づき、消費者の食の安全や健康に対する関心に対応するために、自社製造商品の開発や品質にこだわった商品仕入等、価値ある商品の開発と提供を引き続き行ってまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大予防措置として、店舗での防疫対策を継続するとともに、生活習慣の変化やニーズの変化に対応した品揃えや販売方法の導入も進めてまいります。また、アフターコロナの時代における経営環境の悪化も見据え、生産性の改善の取り組みも継続いたします。

(2) 財産及び損益の状況の推移

産

箵

総

(単位:百万円) 第62期 第60期 第59期 第61期 (当連結会計年度) 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 売 E 高 38, 795 37, 945 39, 704 37, 913 終 常 利 益 168 178 939 687 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 \wedge 525 140 480 417 に帰属する当期純損失(△) 1株当たり当期純利益又は △698円29銭 177円58銭 517円43銭 449円96銭 1株当たり当期純損失(△) 純 箵 1,468 2,052 2,572 2,958

(注) 当社は、2018年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。これに伴い、第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(\triangle)を算定しております。

17,666

18, 130

16, 477

17,082

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	資本金(百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社	生フレッシ	ュデポ	50	100.0	食品製造業
株式会	会社 レッ	クス	360	70. 0	物流センター運営業

(4) 主要な事業内容(2022年2月28日現在)

当社グループは、子会社2社、関連会社1社で構成され、小売事業等の事業活動を展開しております。

(5) 主要な事業所(2022年2月28日現在)

本 社 香川県高松市国分寺町国分367番地1

本 部 香川県高松市国分寺町国分367番地1

小売事業 当社スーパーマーケット店舗 マルヨシセンタ

一茜町店他香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県に

34店舗

当社加工センター等 生鮮加工センター他香川

県に1ヵ所

製造センター (㈱フレッシュデポ 香川県)

物流センター (㈱レックス 香川県)

その他 当社レストラン店舗 ミケイラ香川県に1店舗

モーターボートの販売・保管業(㈱高松マリー

ナー 香川県)

(6) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	事業セグ	メント	従業員数(名)	前期末比増減(名)
小	売	事業	477	△21
そ	の	他	2	△1
	合	計	479	△22

(注) 上記従業員には、パートタイマーの人数は含まれておりません。なお、パートタイマーの期中平均人員(1日8時間換算)は1,340名であります。

② 当社の従業員の状況

区	分	従業員	数(名)	平均年齢	平均勤続年数	
	N	当 期 末	前期末比増減	平均 平 歸		
男	子	327	△17	44歳1ヵ月	17年5ヵ月	
女	子	82	△4	38歳7ヵ月	12年6ヵ月	
合計又	は平均	409	△21	43歳1ヵ月	16年5ヵ月	

(注) 上記従業員には、パートタイマーの人数は含まれておりません。なお、パートタイマーの期中平均人員(1日8時間換算)は1,109名であります。

(7) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

借	入	先	借入金残高(百万円)			
株式会	社 百 十 四	銀行	2, 267			
株式会	全 社 阿 波	銀行	1, 574			
株式会	会 社 中 国	銀行	736			
株式会社	上商工組合中	央金庫	608			
株式会	会 社 伊 予	銀行	572			
株式会	会 社 四 国	銀行	551			

2. 会社の株式に関する事項(2022年2月28日現在)

(1) 発行済株式の総数

934,999株

(2) 株主数

471名

(3) 上位10名の株主

株	主 名	Š	持 株 数 (株)	持株比率(%)
株 式 会	社イズ	3	185, 200	19.81
佐 竹	睦	子	92, 500	9.89
マルヨシセンタ	一取引先持棋	法会	81, 300	8.70
有 限 会 社	佐 竹 興	産	49, 900	5. 34
株式会社	百 十 四 銀	行	37, 900	4.05
株式会社	阿 波 銀	行	37, 900	4. 05
マルヨシセンタ	一従業員持株	法会	26, 539	2.84
佐 竹	克	彦	26, 100	2.79
ロージー	美	佳	17,000	1.82
黒田	真 由	美	11, 400	1. 22

⁽注) 持株比率は自己株式 (63株) を控除して計算しております。

(4) 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された 株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏	氏 名			地	位	及び	担	当	重要な兼職の状況
佐	竹	克	彦	代表	表取	締	役社	: 長	
伊	東	栄	治	取締役	设副社员	長 経営	含改革本	本部長	株式会社レックス代表取締役社 長
加	藤	宏	道	取締役	副社長	マーケラ	ティング	本部長	
小空	笠 原	將	仁	取締	行役	管理	里本音	部 長	
大	下	秀	樹	取		締		役	公認会計士大下秀樹事務所所長 税理士法人大下会計社員
大	西	敏	広	常	任	監	查	役	
五十	上嵐	正	昭	監		査		役	
Ш	東	祥	次	監		査		役	川東法律事務所所長

- (注) 1. 取締役の大下秀樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役の大下秀樹は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する 相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査役の五十嵐正昭及び川東祥次は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 4. 監査役の川東祥次は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知 見を有するものであります。
 - 5. 当社は、取締役の大下秀樹及び監査役の五十嵐正昭を株式会社東京証券取引所 に対して独立役員として届け出ております。
 - 6. 2021年5月27日開催の第61期定時株主総会の終結の時をもって、監査役の多田 好克は、辞任により退任いたしました。
 - 7. 2022年2月28日をもって、取締役の伊東栄治は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任 限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会 社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結 しております。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。

(2) 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

40.日 区 八	報酬等の総額	報酬等	等の種類別総額((千円)	対象となる 役員の員数 (名)	
役員区分	(千円)	固定報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	退職慰労金		
取締役	103, 005	96, 405	6,600	_	5	
(うち社外取締役)	(4, 980)	(4, 680)	(300)	(-)	(1)	
監査役	10, 660	9, 360	500	800	4	
(うち社外監査役)	(7, 220)	(7,020)	(200)	(-)	(2)	
合 計	113, 665	105, 765	7, 100	800	9	
(うち社外役員)	(12, 200)	(11, 700)	(500)	(-)	(3)	

- (注) 1. 上記の監査役の報酬等の総額及び員数には、2021年5月27日開催の第61期定時 株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 - 2. 上記の取締役の報酬等の総額及び員数には、2022年2月28日をもって退任した 取締役1名を含んでおります。
 - ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する 事項
 - ・取締役の報酬額

月額15,000千円以内(取締役8名以内)

決議日 1999年5月27日開催の第39期定時株主総会 当該株主総会終結時点の取締役 5名

・監査役の報酬額

月額3,000千円以内(監査役4名以内) 決議日 1993年5月28日開催の第33期定時株主総会 当該株主総会終結時点の監査役 2名

③ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に 関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する目的から、短期的な利益変動に連動させる体系ではなく、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬

当社取締役、監査役の基本報酬は、固定報酬と役員退職慰労金で構成する。

固定報酬は、月例で支払われ、株主総会の承認額の範囲内に おいて、業界水準、当社の経営成績、従業員給与の水準を考慮 し作成した役位別の報酬基準額を基に、その職責を勘案し決定 することとする。

役員退職慰労金については、役位、役員在任年数に応じて当 社「役員退職慰労金支給内規」に従い算出し、株主総会での承 認を得たうえ、支給することとする。また、その支給は株主総 会の決議後一定の時期までに行うものとする。

- 3. 取締役の個人別の基本報酬の内容についての決定に関する事項 個人別の固定報酬については、取締役会決議に基づき代表取 締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとする。
- 4. 監査役の個人別の報酬は、監査役の協議で決定する。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項 取締役会は、代表取締役社長佐竹克彦に対し各取締役の基本 報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全 体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行 うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

社外取締役の大下秀樹は、税理士法人大下会計の社員であります。当社は、同法人との間で税理士顧問契約を締結しております。

② 当期における主な活動状況等

1. 社外取締役

区	分	氏		名	7	主 な 活 動 状 況 及 び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取	双締 役	大	下	秀	樹	当期開催の取締役会14回のうち全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実行度の高い監督等、十分な役割・責務を果たしております。

2. 社外監查役

区分	}	氏			名	主	な	活	動	状	況
社外監查?	役	五	上嵐	正	昭	当期開催の監査役分でおります	≩14回の				当期開催 を適宜行っ
社外監査	役	Л	東	祥	次	当期開催の の監査役分 ての専門的	₹14回の	うち全て	に出席し、	主にき	

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりま す。

同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任 限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

20,000千円

- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,000千円
 - (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積 りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額に ついて同意をしております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている 解任事由に該当する状況にあり改善の見込みがないと判断した場 合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する 方針です。

また、そのほか会計監査人の職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令遵守の方針に基づき、関連する社内規程等を整備し、コンプライアンス重視のための経営指針「コンプライアンス行動基準」を制定している。また、取締役及び執行役員は、自ら率先してこれらを遵守するとともに、使用人への周知徹底を図り、一層のコンプライアンス重視の企業風土を培う。
 - ② 取締役の職務執行に係る内部統制については、監査役の監視機能の実効性向上に努め、使用人の業務執行の内部統制については 監査室の監査業務の一環として行う。また、監査役と監査室は連携を緊密にする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報・文章等については、法令及び当 社の社内規程に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役及 び社内の権限に応じた者が、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業等のリスクを適切に管理するためリスク管理規程を制定し、経営会議の下に「リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理の推進と経営が管理すべき"重要なリスク"の決定とリスクの発生に対処する体制作りを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 毎月1回開催する定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。

- ② 業務執行のための意思決定をより機動的に行うために、毎週1 回全社的な課題を討議する経営会議を開催するほか、特定の範囲 の重要事項については開発会議等を会議規程に基づき開催して取 締役会への付議事項を効率的に決定する。
- ③ 執行役員制度を導入しており、取締役会の決議により使用人の中から執行役員を選任し、取締役会の意思決定の機動性を高めるとともに業務執行の効率化を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制
 - ① 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への 報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、案件の重要度に応じ承認又は報告体制をとる。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 子会社の事業等のリスクを適切に管理するため、リスク管理規 程を制定し親会社と合同の「リスク管理委員会」を設置し、リスクの発生に対処する体制作りを行う。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の職務権限規程を整備し意思決定を効率的に行うほか、 当社グループ共通のイントラ環境を活かし、情報の共有に努め る。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

親会社と同様の「コンプライアンス行動基準」を制定し、子会 社の取締役は親会社のコンプライアンス委員会に出席する。ま た、親会社の通報制度に子会社も含める。

- ⑤ その他業務の適正を確保するための体制 当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、その事業運営 に対し、支援をするとともに経営全般に対する管理を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に 関する事項

監査役が必要とした場合、その要請により監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査を補助する使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、またこの補助者の人事異動、人事考課、懲罰については、監査役会の意見を尊重する。

- (7) 監査役を補助すべき使用人への指示の実効性の確保に関する体制 監査役の要請により監査役の職務を補助する使用人を置く場合 は、監査役の指揮命令に従う旨社内規程を整備し、取締役、使用 人に周知徹底する。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ① 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、業務執行に関してコンプライアンスに抵触する事実を知ったときには、直ちに監査役に報告することを義務付ける。
 - ② 監査役はいつでも、稟議書や経営会議等各種会議の議事録及び 資料を閲覧できるとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人 並びに子会社監査役に報告を求めることができる。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が、監査 役に報告したことによる不利な取り扱いを受けないことを確保する ための体制

監査役に報告したことを理由とする不利益処分及びその他の不 当な扱いを禁止するとともに、子会社にもその徹底を図る。

(10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について支出する費用は、当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理をする。また、監査役の職務の執行により生ずる費用は、一定の予算措置を講ずる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役の要請事項に対し、積極的に協力することを義務付けるとともに、監査役は必要に応じて、会計監査人、弁護士など各分野の専門家を活用できるものとする。

- (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 当事業年度における当該体制の主な運用状況は、以下のとおり であります。
 - ① 代表取締役社長、取締役副社長2名、取締役、常勤の監査役、監査室長のほか重要な事業部門のマネジャー等が出席して、「コンプライアンス委員会」を開催いたしました。当該委員会において、コンプライアンス行動基準の見直し、前事業年度に発生した事故内容及び処置の報告、行政調査に関する報告、法改正への対応等の報告等を行いました。また、内部通報制度による通報内容の報告も行いました。

- ② 取締役会は、当事業年度において14回開催され、法令又は定 款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うととも に、取締役の業務執行状況等の監督を行いました。また、毎週 月曜日には、当社取締役全員、子会社代表取締役社長及び常勤 の監査役が出席して経営会議を開催しているほか、当社取締 役、執行役員が出席しての業務執行会議を行い、経営方針、営 業戦略、人事戦略等の重要事項について審議し、職務執行の効 率性を確保しております。
- ③ 当社子会社につきましては、当社取締役が複数名子会社の取締役を兼務し、子会社の取締役会に出席するほか、100%子会社の代表取締役社長が出席する当社経営会議において、子会社の重要な案件について協議、承認を行っております。また、当社規程に基づき、経営戦略室が子会社の管理体制を整備し、統括しております。
- ④ 監査役会は、当事業年度において14回開催され、各監査役は、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。

また、常勤の監査役は、取締役会、経営会議のほか、経営戦略会議、コンプライアンス委員会などの重要会議への出席及び 稟議書などの閲覧により、監査の実効性の確保を図っております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

資産の	部	負 債 <i>の</i>	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	2, 986, 454	流動負債	6, 025, 333
現金及び預金	1, 240, 526	買 掛 金	2, 352, 282
		短 期 借 入 金	150, 000
売 掛 金	374, 042	1年内償還予定の社債	174, 000
商品	1, 254, 310	1年内返済長期借入金	2, 179, 579
その他	117, 574	未払法人税等	136, 477
	12 405 020	賞 与 引 当 金	114, 872
固 定 資 産 	13, 485, 029	ポイント引当金	28, 444
有 形 固 定 資 産	11, 127, 181	そ の 他	889, 679
建物及び構築物	3, 548, 918	固定負債	7, 493, 466
	, , ,	社債	585, 000
機械装置及び運搬具	290, 656	長期借入金	5, 463, 555
器 具 備 品	379, 220	リース債務	114, 220
土地地	6, 699, 530	退職給付に係る負債	1, 072, 744
		役員退職慰労引当金	71, 100
リース資産	145, 678	資産除去債務	111, 485
建設仮勘定	63, 176	そ の 他	75, 360
 無形固定資産	671, 579	負 債 合 計	13, 518, 800
		純資産	の部
投資その他の資産	1, 686, 268	株 主 資 本	2, 776, 586
投資有価証券	302, 545	資 本 金	1, 077, 998
操延税金資産	511, 367	資 本 剰 余 金	514, 827
		利 益 剰 余 金	1, 208, 504
差入保証金	834, 577	自己株式	△24, 743
そ の 他	66, 777	その他の包括利益累計額	11, 136
貸 倒 引 当 金	△29, 000	その他有価証券評価差額金	△11, 301
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	退職給付に係る調整累計額	22, 438
繰 延 資 産 	6, 165	非支配株主持分	171, 125
社 債 発 行 費	6, 165	純 資 産 合 計	2, 958, 849
資 産 合 計	16, 477, 649	負債及び純資産合計	16, 477, 649

連結損益計算書

(自 2021年3月1日) 至 2022年2月28日)

		科					目			金	額
売			上			高					37, 913, 746
売		上		原		価					28, 449, 783
	売		上		総		利		益		9, 463, 963
そ	の	他	営	業	収	入					1, 257, 779
	営		業		総		利		益		10, 721, 743
販	売 費	及	ぴー	- 般	管耳	里 費					9, 999, 935
	営		3	業		利			益		721, 807
営	当	Ě	外		収	益					
	受	取	利	息	及	$\mathcal{O}_{\mathcal{C}}$	配	当	金	6, 287	
	受		取		手		数		料	5, 271	
	未	口	収	商	品	券	受	入	益	4, 596	
	IJ	サ	1	ク	ル	材	売	却	益	6, 451	
	補		助		金		収		入	5, 295	
	そ				0)				他	9, 486	37, 388
営	当	Ě	外		費	用					
	支		7	払		利			息	63, 127	
	そ				0)				他	8, 551	71, 679
	経		7	常		利			益		687, 516
特		別		損		失					
	固	定]	資	産	除	:	却	損	350	
	減		-	損		損			失	11, 158	
	情	報	セキ		IJ	ティ	/ 文) 策	費	3, 217	14, 725
₹	锐 金	等	調	整	前当	当 期	紅	,利	益		672, 790
Ì	法 人	税	、 1	主民	税	及で	ブ 事	¥	税	198, 989	
Ì	法	人	税		等	調	5	整	額	41, 569	240, 558
1	当	ļ	朝	1	純		利		益		432, 232
3	非支配	配株	主に	二帰.	属す	る当	拍期	純禾	山益		14, 510
¥	親会?	社 株	主に	- 帰	属す	る当	期	純禾	益		417, 721

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日) 至 2022年2月28日)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 077, 998	514, 827	818, 830	△24, 743	2, 386, 913
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△28, 048		△28, 048
親会社株主に帰属する当期純利益			417, 721		417, 721
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	389, 673	-	389, 673
当 期 末 残 高	1, 077, 998	514, 827	1, 208, 504	△24, 743	2, 776, 586

	その他	の包括利益			
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	△17, 283	46, 517	29, 234	156, 596	2, 572, 744
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△28, 048
親会社株主に帰属する当期純利益					417, 721
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5, 982	△24, 079	△18, 097	14, 528	△3, 568
連結会計年度中の変動額合計	5, 982	△24, 079	△18, 097	14, 528	386, 105
当 期 末 残 高	△11, 301	22, 438	11, 136	171, 125	2, 958, 849

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 2社 ㈱フレッシュデポ、㈱レックス

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用関連会社 1社 ㈱高松マリーナー

持分法非適用関連会社は連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であ り、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず、原価法により評価し ております。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

た な 卸 資 産 ・・・・ 主として、売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採

用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 主として、定額法によっております。

(リース資産を除く)

無形固定資產 … 定額法

(リース資産を除く)

リース資産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個

別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお

ります。

賞 与 引 当 金 … 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連 結会計年度対応額を計上しております。

ポイント引当金 … 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見

込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金… 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基

づく当連結会計年度の期末要支給額を計上しておりま

す。

- 4. 退職給付に係る会計処理の方法
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費 … 社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。

- (2) のれんの償却に関する事項 のれんの償却は11年間で均等償却を行っております。
- (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31

日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

						当 連 結 会 計 年 度
有	形	古	定	資	産	11, 127, 181
無	形	固	定	資	産	671, 579
減		損	損		失	11, 158

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの店舗の出店には、固定資産への多額の投資が必要であり、当該 固定資産の投資額の回収可能性を反映させるように減損損失を計上しておりま す。

店舗ごとに資産のグルーピングを行い、店舗損益の悪化、店舗における主要な 資産の市場価格の著しい下落などにより減損の兆候を把握し、減損の兆候がある 店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、各資産グループ の将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共有資産に減損の兆候がある場合に は、当該共有資産が関連する資産グループに共有資産を加えた、より大きな単位 で減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、資産グループごとの将来キャッシュ・フローの金額に基づき行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保提供資産及び対応債務

担保 提供資産	
建物及び構築物	1,404,120千円
機械装置及び運搬具	42千円
土 地	5,366,508千円
投 資 有 価 証 券	111,587千円
投資その他の資産その他	1,500千円
計	6,883,759千円
担保資産に対応する債務	
短 期 借 入 金	150,000千円
1年內返済長期借入金	1, 154, 193千円
長 期 借 入 金	3,542,868千円
買掛金	6,824千円
流動負債その他	190千円
計	4,854,075千円

上記のほか、商品券の発行に関連し「資金決済に関する法律」に基づき、投資有価証券71,232千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,885,078千円

3. 保証 債 務

西淡まちつくり㈱の中小企業高度化資金借入に係る当社元取締役の兵庫県への連 帯保証について再保証をしております。

当社 元代表取締役 佐竹 文彰

180,160千円

(注) 当社元代表取締役佐竹文彰は2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証 債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社 が再保証を行います。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

934,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年 定 時 株	5月27日 主総会	普通株式	28, 048	30. 0	2021年2月28日	2021年5月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 5 定 時 株		普通株式	28, 048	30. 0	2022年2月28日	2022年5月27日

「金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に商品券の供託目的の国債及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらの株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を取締役会に報告しております。差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に基づく保証金の預託であり、差入先の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日となっております。社債及び借入金は、年度資金と設備投資を目的とした資金で、返済期限は最長11年であります。このうち一部は、金利の変動リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位:千円)

							連結貸借対照表計上額	時 価	差	額
(1)	現	金	及	び	預	金	1, 240, 526	1, 240, 526		-
(2)	売		拮	掛		金	374, 042	374, 042		-
(3)	投	資	有	価	証	券	293, 018	293, 018		-
(4)	差	入	保	証	金	*	522, 034	499, 752		△22, 282
	資		産		計		2, 429, 621	2, 407, 339		△22, 282
(1)	買		拮	掛		金	2, 352, 282	2, 352, 282		-
(2)	短	期	fi	出	入	金	150, 000	150, 000		-
(3)	未	払	法	人	税	等	136, 477	136, 477		-
(4)	(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)				生債を含	(む)	759, 000	758, 210		△789
(5)	長期借	昔入金(1	年内返	済長期	告入金を	含む)	7, 643, 134	7, 636, 459		△6, 674
	負		債		計		11, 040, 893	11, 033, 429		△7, 463

※差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所 の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

当社では、差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

また、貸倒懸念債権については、回収見込額により時価を算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金及び(3) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることか
 - これらは短期前で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることが ら、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債並びに(5) 長期借入金 これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規資金調達を行った 場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区			分		連結貸借対照表計上額	
非	上	場	株	式	9, 527	
差	入	保	証	金	283, 542	

(非上場株式)

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(差入保証金)

差入保証金の一部においては、返還時期の見積りができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 差入保証金」には含めておりません。

「1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

3,002円86銭 449円96銭

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

資 産 の	部	負 債 σ.	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	2, 736, 204	流動負債	6, 029, 948
現金及び預金	984, 623	買 掛 金	2, 556, 436
売 掛 金	340, 112	短 期 借 入 金	150, 000
商品	1, 207, 700	1年内償還予定の社債	174, 000
前 払 費 用	85, 268	1年内返済長期借入金	2, 110, 958
未収入金	106, 559	リース債務	95, 213
そ の 他	11, 941	未 払 金	383, 736
固定資産	13, 123, 317	未 払 費 用	138, 109
有形固定資産	10, 327, 981	未払法人税等	118, 586
建物	3, 118, 250	前 受 金	64, 451
構築物	159, 451	預り金	79, 724
機械装置	80, 468	賞 与 引 当 金	99, 000
車両及び運搬具	107	ポイント引当金	28, 444
器具備品	362, 555	その他	31, 287
土地	6, 398, 292	固定負債	7, 290, 477
リース資産	145, 678	社 債	585, 000
建設仮勘定	63, 176	長期借入金	5, 284, 062
無形固定資産	653, 924	リース債務	114, 220
借 地 権	234, 676	退職給付引当金	1, 064, 948
ソフトウェア	76, 776	役員退職慰労引当金	55, 400
ソフトウェア仮勘定	329, 213	資産除去債務 預り保証金	111, 485
その他	13, 257	預 り 保 証 金 負 債 合 計	75, 360 13, 320, 425
投資その他の資産	2, 141, 411		
投資有価証券	292, 321		
関係会社株式	487, 900	株 主 資 本 資 本 金	2, 556, 348 1, 077, 998
出 資 金	1,640	資本剰余金	514, 827
長期貸付金	4, 456	その他資本剰余金	514, 827
長期前払費用	13, 490	利益剰余金	963, 788
繰延税金資産	505, 397	その他利益剰余金	963, 788
差入保証金	830, 211	繰越利益剰余金	963, 788
その他	34, 994	自 己 株 式	△265
貸倒引当金	△29, 000	評価・換算差額等	△11, 085
操延資産	6, 165	その他有価証券評価差額金	△11, 085
社債発行費	6, 165	純 資 産 合 計	2, 545, 263
資 産 合 計	15, 865, 688	負債及び純資産合計	15, 865, 688

損益計算書

(自 2021年3月1日) 至 2022年2月28日)

		科					月			金	額
売			上			高					37, 859, 503
売		上		原		価					28, 544, 433
	売		上		総		利		益		9, 315, 069
そ	の	他	営	業	収	入					605, 265
	営		業		総		利		益		9, 920, 334
販	売 費	及	びー	- 般	管 Đ	里 費					9, 241, 134
	営		į	集		利			益		679, 200
営	美	Ě	外		収	益					
	受	取	利	息	及	Ü	配	当	金	5, 940	
	受		取		保		険		金	1, 817	
	受		取		手		数		料	5, 271	
	補		助		金		収		入	5, 295	
	未	口	収	商	品	券	受	入	益	4, 596	
	IJ	サ	1	ク	ル	材	売	却	益	4, 586	
	そ				0)				他	2, 519	30, 027
営		Ě	外		費	用					
	支		1	7		利			息	61, 388	
	そ				0)				他	8, 276	69, 664
	経		j	常		利			益		639, 563
特		別		損		失					
	固	定		旨	産	除		却	損	322	
	減	t.es		員		損			失	11, 158	
			セキ			ティ		寸策	費	3, 217	14, 698
ł	-	引	前,	当	期			利	益	101	624, 864
		税						事 業	税	181, 312	004 515
1	去	人.	税		等	調		整	額	22, 999	204, 312
<u> </u>	当 ——	,	朝		純		利		益		420, 552

株主資本等変動計算書

(自 2021年3月1日) 至 2022年2月28日)

							,
		株	主		資	本	
		資本第	利 余 金	利益乗	自 余 金		
	資 本 金	そ資剰余金	資 本金計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 077, 998	514, 827	514, 827	571, 283	571, 283	△265	2, 163, 843
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△28, 048	△28, 048		△28, 048
当 期 純 利 益				420, 552	420, 552		420, 552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	392, 504	392, 504	-	392, 504
当 期 末 残 高	1, 077, 998	514, 827	514, 827	963, 788	963, 788	△265	2, 556, 348

	評価・換 その他有価証 券評価差額金	算差額等 評価・換算 差額等合計	純 資 産合 計
当期首残高	△17, 024	△17, 024	2, 146, 818
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△28, 048
当 期 純 利 益			420, 552
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5, 939	5, 939	5, 939
事業年度中の変動額合計	5, 939	5, 939	398, 444
当 期 末 残 高	△11, 085	△11,085	2, 545, 263

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価

は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

2. たな制資産の評価基準及び評価方法

商 品 ……… 売価環元法による原価法

ただし、加工センター及び飲食店の在庫商品について

は、最終仕入原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……… 定額法

(リース資産を除く)

無形固定資產 ……… 定額法

(リース資産を除く)

リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 ……… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒

実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお

ります。

賞 与 引 当 金 ……… 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事

業年度対応額を計上しております。

ポイント引当金 ……… 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備え るため、当事業年度末において将来使用されると見込ま

退職給付引当金 ……… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における

退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数 (8年) による定額法により翌

事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 ··· 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度の期末要支給額を計上しております。

- 5. その他計算書類作成のための重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認職数理計算上の差異の会計処理の方法は、計算書類における これらの方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費 … 社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日) なお東莞年度の年度主に係る計算書籍から適用し、計算書籍に乗車か会計しの見

日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見 積りに関する注記を記載しております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(単位:千円)

							当	事	業	年	度	
有	形	古	定	資	産				1	10, 327,	, 981	
無	形	古	定	資	産					653,	, 924	
減		損		損		11, 158						

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の店舗の出店には、固定資産への多額の投資が必要であり、当該固定資産の投資額の回収可能性を反映させるように減損損失を計上しております。

店舗ごとに資産のグルーピングを行い、店舗損益の悪化、店舗における主要な 資産の市場価格の著しい下落などにより減損の兆候を把握し、減損の兆候がある 店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、各資産グループ の将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共有資産に減損の兆候がある場合に は、当該共有資産が関連する資産グループに共有資産を加えた、より大きな単位 で減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、資産グループごとの将来キャッシュ・フローの金額

に基づき行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によ って影響を受ける可能性があり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額 が、見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える 可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保提供資産及び対応債務

担	保	提	供	資	産	
建					物	1,401,660千円
機		械	装	Ê	置	42千円
土					地	5,071,508千円
投	資	有	価	証	券	111,587千円
出		i	資		金	1,500千円
	計					6,586,298千円
担保	資産	に対応	いする	債務		
短	其	月 1	借	入	金	150,000千円
1	年内	返済	長期	借り	金	1,143,424千円
長	其	月 1	借	入	金	3,508,508千円
買		1	掛		金	6,824千円
未		Ę	払		金	190千円
	計					4 808 946千円

上記のほか、商品券の発行に関連し「資金決済に関する法律」に基づき、投資有価 証券71,232千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14, 373, 774千円

3. 保証 債務

西淡まちつくり㈱の中小企業高度化資金借入に係る当社元取締役の兵庫県への連 帯保証について再保証をしております。

当社 元代表取締役 佐竹 文彰

180,160千円

(注) 当社元代表取締役佐竹文彰は2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証 債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社 が再保証を行います。

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権 92,535千円 長期金銭債権 100千円 短期金銭債務 266,849千円

「損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他営業収入 仕 入 高 2,225,255千円 販売費及び一般管理費 359,368千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 63株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞	与	引	3	当	金	30, 195千円
ポ	イン	\ \	引	当	金	8,675千円
未	払	事	3	業	税	11,975千円
有	形	固	定	資	産	35,585千円
減	損	į	損		失	598,656千円
資	産	除	去	債	務	34,002千円
退	職総	计付	引	当	金	324,809千円
役	員 退月	職 慰	労 !	引 当	金	16,897千円
その)他有信	西証券	評個	5差額	金	4,864千円
そ		の			他	34,751千円
/]	`		計			1,100,412千円
評	価	性	引	当	額	△583,664千円
絼	疑 延税金	資産	合計			516,748千円

繰延税金負債

資産除去債務に係る除去費用	11,351千円
繰延税金負債合計	11,351千円
繰延税金資産の純額	505, 397千円

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社等

種	類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子	会 社	㈱フレッシュデポ	所有 直接 100	当社商品の製造 役員の兼任	商品仕入	2, 225, 255	買掛金	204, 154

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
 - 2. 商品仕入の条件は、商品特性を勘案し決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役の武 を で を で で で で で で で で で で で で で	制 佐 竹 興 産 (注3)	被所有 直接 5.39	保険料の支払 役員の兼任	保険料の支払	16, 948	前払費用	1, 827
役 員 及 び その近親者	佐 竹 文 彰 (注4)	-	当社 元代表取締役	保証債務の再保証	180, 160	_	_

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 保険料の支払は、一般取引先と同様の条件で決定しております。
 - 3. 当社代表取締役佐竹克彦及びその近親者が100%を直接保有する会社であります。
 - 4. 当社元代表取締役佐竹文彰は、2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益

2,722円39銭 449円82銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社マルヨシセンター

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙 田 充 規 印

本

伷

吾 印

出

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルヨシセンターの2021年3月 1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルヨシセンター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社マルヨシセンター

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 大阪事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 岡 本 伸 吾 印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 髙 田 充 規 印

監查音見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルヨシセンターの2021年3月1日から2022年2月28日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその 附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連 結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2022年4月19日

株式会社マルヨシセンター 監査役会 常低監役(常勤) 大 西 敏 広 印 社外監査役 五十嵐 正 昭 印 社外監査役 川 東 祥 次 印

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績動向および今後の経営環境を総合的に勘案して、継続的な企業価値の向上を通じて安定した配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は28,048,080円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行 されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるた め、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する 書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 変更案第22条第1項は、ガバナンス体制の一層の強化を目的として、新たに専務取締役および常務取締役を選定することができる旨を追加するものであります。また、変更案第22条第2項は、グローバルな視点から当社グループ全体の経営改革をさらに推進するため、新たにCEO(最高経営責任者)、COO(最高執行責任者)、CFO(最高財務責任者)、CIO(最高情報責任者)およびCMO(最高マーケティング責任者)を選定することができる旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(ト線部分は変更箇所を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報 告、計算書類および連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用 する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみな すことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容で ある情報について、電子提供措置 をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるもの の全部または一部について、議決 権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。

	現	行	定	款
(役付耳	文締役))		
第22条	取締	役会 <u>は、</u>	その決	<u>:議によって</u>
耳	文締役(の中から	取締役	社長を1名
気	どめ、	必要に応	いじて取	締役会長1
名	乙、取為	締役副会	長1名	、取締役副
剂	上長若	干名を2	定める!	ことができ
Z	5。			
		(新	設)	

(新 設)

変 更 案

(役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長を 1名定め、必要に応じて取締役会 長1名、取締役副会長1名、取締 役副社長、専務取締役および常務 取締役各若干名を選定することが できる。
 - 2 当会社は、取締役会の決議により、当会社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEO(最高経営責任者)、COO(最高執行責任者)、CFO(最高財務責任者)、CIO(最高情報責任者)およびCMO(最高マーケティング責任者)を選定することができる。

(附 則)

- 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70 号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日である2022年9月 1日(以下「施行日」という。)から 効力を生ずるものとする。
- 2. 前号の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過 した日または前号の株主総会の日から 3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日 後にこれを削除する。

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化のため1名増員し、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、増員として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、	担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数			
1	※ 伊藤雅久 (1968年8月16日生)	2014年6月2017年5月	当社入社 当社経営戦略室マネジャー 当社執行役員経営戦略室マネ ジャー兼社長室長 当社執行役員経営戦略室マネ ジャー兼店舗開発部マネジャ 一代行(現在)	300株			
	(取締役候補者とした理由) 伊藤雅久氏は、当社の経営の中枢である経営戦略室のマネジャーとして、 戦略の立案、遂行を担ってきました。特にマーケティング分野で豊富な経験 識を有し、新規出店や店舗改装の計画、競合対策の立案等、戦略戦術の面で 心的立場であります。また、戦略戦術実施のけん引役としてもその指導力を しており、その手腕をもって、当社の継続的な成長への貢献が期待できるこ ら、新たに取締役候補者といたしました。						
	※ 等 本 智 広 (1971年8月13日生)	2017年3月2021年3月	株式会社イズミ入社 同社営業本部食品事業部鮮魚 課長 同社食品本部鮮魚部部長 同社小倉東店店長 当社顧問(現在)	0株			
2	(取締役候補者とした理由) 寺本智広氏は、食品小売業における仕入れに関する豊富な知識と経験を有し、 株式会社イズミでは鮮魚の仕入れを長期にわたり担当、また、会社全体の海産物 仕入れの責任者として鮮魚部門の部長職も歴任しております。同氏が有する仕入 れの知識と株式会社イズミとの太い繋がりを活かし、当社と株式会社イズミとの 業務提携の推進役として、その手腕をもって、当社の利益改善への貢献が期待で きることから、新たに取締役候補者といたしました。						

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に 更新する予定であります。本議案において各氏の選任が承認された場合には、 各氏は被保険者となります。
 - ① 填補の対象となる保険事故の概要 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当 該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害につい て填補するものであります。
 - ② 保険料 保険料は全額当社負担としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役五十嵐正昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 三 宅 康 夫 (1956年11月17日生)	1979年4月 株式会社百十四銀行入行 2006年3月 同行加古川支店長 2013年4月 同行執行役員総務部長 2016年3月 同行退職 2016年4月 株式会社中央建物入社 2016年6月 同社代表取締役社長(現在)	0株

(社外監査役候補者とした理由)

三宅康夫氏は、総務関連の職務を歴任され、その分野での実務経験と会社法などの企業運営に関する法的知識を豊富に有しております。その見地から、中立的な立場からの会社運営に関する専門的な意見や指摘が期待できることから、社外監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 3. 三字康夫氏は、社外監査役候補者であります。
 - 4. 三宅康夫氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所

の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

- 5. 三宅康夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
- 6. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に 更新する予定であります。本議案において三宅康夫氏の選任が承認された場合 には、同氏は被保険者となります。
 - ① 填補の対象となる保険事故の概要 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当 該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害につい て填補するものであります。
 - ② 保険料 保険料は全額当社負担としております。

(参考) 取締役および監査役のスキルマトリックス

本総会において、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認された場合の、現任の取締役および監査役を含めた各取締役および各監査役の専門性および経験は以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位および担当	社外	企業経営	財務・会計	マーケティング	ガバナンス・リス クマネジメント	デジタルテク ノロジー	人事・人材 開発	国際経験
佐竹 克彦	代表取締役社長		0		0	0			0
加藤 宏道	取締役副社長		0	0	0	0			
小笠原 將仁	取締役		0	0		0		0	
伊藤 雅久	取締役		0		0		0		
寺本 智広	取締役				0			0	
大下 秀樹	取締役	•	0	0		0			
大西 敏広	常任監査役				0	0		0	
川東 祥次	監査役	•	0			0			
三宅 康夫	監査役	•	0	0		0			

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 2022年2月28日をもって取締役を辞任により退任された伊東栄治氏、および本総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任される五十嵐正昭氏に対し、それぞれその在任中の労に報いるため、当社所定の基準により、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案における退任取締役に対する退職慰労金贈呈に関しまして は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等 の内容に係る決定方針および社内規程に沿って、取締役会で決定して おり、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告 4. (4) ③「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」 (13ページ) に記載のとおりであります。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏	名	略	歴
伊東	栄 治		当社取締役 当社取締役副社長 退任
五十嵐	正 昭	2014年5月	当社社外監査役(現在)

株主総会会場ご案内図

●会 場

香川県高松市国分寺町新名430番地 高松国分寺ホール 電話 (087) 875-0162



●交通のご案内

※コミュニティバスご利用の場合 国分寺支所前バス停から徒歩2分

※電車ご利用の場合 IR予讃線「端岡駅」から徒歩15分

※お車ご利用の場合 国道11号線沿い国分寺支所前交差点を南へ約

50m直進

駐車場:118台

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。